毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和２年12月10日
木　曜　日

号　外

目　　次

告　示
○緊急消毒の実施　1

告　　示

富山県告示第500号の２

緊急消毒の実施について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第30条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒の実施を命じる。

令和２年12月10日

富山県知事　新　田　八　朗

１　実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

２　実施する区域

県内全域

３　実施の対象となる範囲

管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場

４　実施の期日

令和２年12月11日から令和２年12月31日まで

５　消毒の方法

家きん飼養農場の家きん舎周囲及び農場外縁部への消石灰等の消毒薬の散布

令和２年12月10日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番